

国保連合会だより



NO. 2021-訪-7

令和 3年 12月 16日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁5580にお掛けください。)

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会



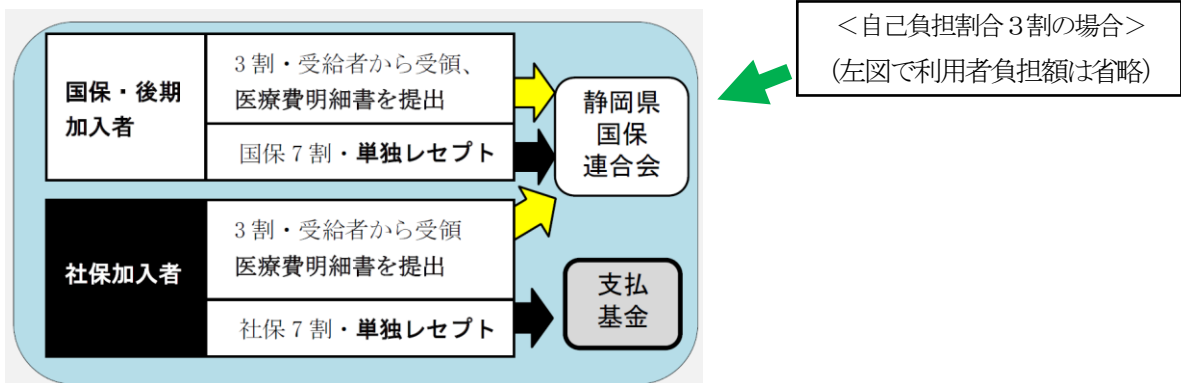
重度障害者(児)医療費助成金受給者証の取り扱いについて

以下に、利用者から重度障害者(児)医療費助成金受給者証の提示がある場合の取り扱いをお知らせしますので、参考にしてください。

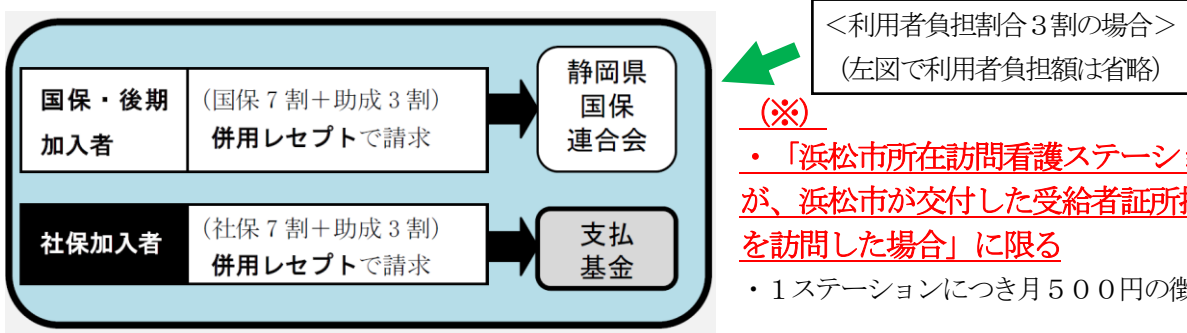
1 概要

訪問看護ステーションが、静岡県内市町交付の**重度障害者(児)医療費助成金受給者証を提示した利用者**について、保険診療にかかる自己負担額を徴収した上で、重度障害者(児)医療費明細書を静岡県国保連合会へ提出することで、利用者負担額から500円を差し引いた額が市町から利用者へ【原則】自動償還払いされます。

2 【原則】訪問看護ステーション⇒国保連合会 請求の流れ【自動償還払い】



3 【特例】訪問看護ステーション⇒国保連合会 請求の流れ【現物払い】(※)



上記に該当せず、誤って併用レセプト方式で請求し、返戻になる事例が見受けられますのでご注意ください。

◀訪問看護ステーションの請求事務担当者様は御確認願います。▶